

議案第46号

鹿屋市野里運動公園条例の制定について

鹿屋市野里運動公園条例を次のように制定する。

令和7年6月6日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市野里運動公園条例

(設置)

第1条 市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他の社会体育の振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与するため、鹿屋市野里運動公園（以下「運動公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿屋市野里運動公園	鹿屋市野里町3735番地1

(施設)

第3条 運動公園に次の施設を置く。

- (1) 運動広場
- (2) テニス場
- (3) サッカー場
- (4) ウォーキングコース
- (5) 管理棟
- (6) その他運動公園に附帯する施設

(指定管理者による管理)

第4条 運動公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事

業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、運動公園の管理を行わせることが最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 運動公園の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 運動公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運動公園の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運動公園の使用の許可等に関する業務
- (2) 運動公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用時間等)

第8条 運動公園の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、テニスコート、サッカー場及び管理棟の使用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）については、午前8時30分から午後9時までとする

3 運動公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

4 市長は、その他必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休園日を設け、若しくは臨時に開園することができる。

(有料施設)

第9条 有料施設（運動公園の施設を有料で利用させるものをいう。以下同じ。）

は第3条中、テニスコート、サッカー場及び管理棟（会議室に限る。）とする。

(使用の許可)

第10条 有料施設及び運動広場（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、運動公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（使用の不許可）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、運動公園の管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の事項又は条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運動公園の管理上又は公益上特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（使用権の譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用料等）

第14条 有料施設の利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て料金を定めるものとし、有料施設の利用者は、当該料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
 - (2) 管理上又は公益上の必要により使用許可を取り消したとき。
 - (3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (使用料の減免)

第15条 市長は、規則で定める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又は運動公園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、運動公園の管理に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償)

第18条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が定める。

(指定管理者に関する読替え)

第19条 運動公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第8条第4項、第10条から第12条まで、第14条第4項及び第5項並びに第15条の規定の適用については、第8条第4項中「市長は、その他必要があると認めるときは」とあるのは

「指定管理者は、その他必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第10条から第12条まで、第14条第4項及び第5項第3号並びに第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条第4項及び第5項並びに第15条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 鹿屋市健康ふれあい運動広場条例（平成18年鹿屋市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市野里運動広場の項を削る。

- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の鹿屋市健康ふれあい運動公園条例の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

項目	使用料（１時間）					照明料 （１時間）
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
	アマチュアスポーツ		左記以外	アマチュア スポーツ	左記以外	
	児童・生徒	その他				
テニス （１面）	240円	350円	700円	700円	2,100円	600円
サッカー （１面）	750円	1,500円	3,000円	3,000円	9,000円	1,400円
サッカー （半面）	400円	750円	1,500円	1,500円	4,500円	700円
会議室	350円					

備考1 「児童・生徒」とは、幼児、小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者をいう。

2 3歳未満の者の使用料は、無料とする。

3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。

4 ネット、ゴール、審判台等の設備及び器具の使用料は当該使用料に含み、その他の器具使用料は規則で定める。

（提案理由）

鹿屋市野里運動公園の新設に伴い、施設の円滑な運営及び管理を行うことを目的とし必要な事項を定めたいので、本案を提出するものである。